

国際共同研究支援事業費補助金 審査要領

1. 審査手順

(1) 書面審査

「国際共同研究支援事業費補助金審査・評価委員会」（以下「委員会」という）の委員（以下「委員」という。）は、締切日までに提出のあった事業計画書について書面審査を行う。

(2) 合議審査

委員会は、上記書面審査も踏まえつつ、合議により最終的な審査結果を確定する。

2. 審査における着眼

別途定める「歴史国際研究支援事業審査基準」及び「領土・主権・歴史調査研究支援事業審査基準」にある審査項目及び観点例を踏まえて審査を行う。ただし、採択企画は、必ずしも全ての審査項目又は観点例において高い評価を得た企画である必要はない点に留意する。委員独自の観点や合議の中で見出された観点なども踏まえつつ、多様で質の高い企画の採択に配慮するものとする。

3. 開示・公開

(1) 委員会の会議及び会議内容は非公開とする。

(2) 委員会の審査結果は、採択企画については、同企画の名称、概要及び企画提出団体名を公表する。

(3) 委員会の審査結果は、不採択企画については、同企画提出団体に不採択の通知を行う。

(4) 企画が不採択となった場合、その結果に対する異議の申立てはできない。

4. 委員の遵守事項

(1) 委員は、申請に関係する利害関係者となることはできない。審査対象事業に利害関係を有する委員は、当該事業については審査を行わないこととする。

(2) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び対象団体の審査内容に係る情報（上記3.（2）の情報を除く。）について外部に漏らしてはならない。

5. 委員への接触の禁止等

申請者は、「審査・評価委員会」委員に対して、それと知りつつ接触してはならない。

また、交付決定の事前であるか事後であるかを問わず、このような行為を行ったことが判明した場合には、新規採択の審査対象からの排除、補助金の交付決定の取消等の措置を講ずる場合がある。